



議会だより

とうえい



もくじ

12月定例会報告.....	P2
常任委員会.....	P3-4
本会議討論.....	P5-8
一般質問ダイジェスト.....	P9-14
議会力・議員力を高める！.....	P15
議員の寄付行為の禁止／議会活動報告／3月定例会の予定.....	P16

12月定例会

会期：12月9日から18日までの10日間開催。
 上程された案件は、条例の一部改正案13件、令和7年度一般会計補正予算案2件、特別会計補正予算案3件、陳情5件、報告1件。

令和7年度
補正予算事業

【一般会計】

○療養介護施設入所者療養介護医療費等 民生費 647万円

- 療養介護医療費879千円。障がい者医療費406千円。精神障がい者医療費228千円計上。
- 障がい者自立支援給付費〔補装具購入補助〕2,281千円。児童手当交付金等2件の返還金2,676千円計上。

○火葬業務委託料 衛生費 188万円

- 火葬業務担当職員退職に伴う火葬業務委託料1,881千円計上。

○町道下古戸浅井線の一部再崩壊による工事設計変更 災害復旧費 5,754万円

- 町道下古戸浅井線の一部再崩壊による災害復旧工事費の設計変更として57,544千円計上。

○三河山間地域情報格差対策費補助金を事業債償還金充当 諸支出金 652万円

- 三河山間地域情報格差対策費補助金を事業債の償還金に充当のため情報基盤整備基金積立金6,515千円計上。

【国民健康保険特別会計】 7,274万円

- 7年度保険給付見込からの減額と過年度分過大交付調整による減額分72,737千円減額補正計上。

【特定環境保全公共下水道事業特別会計】 230万円

- 浄化センター機器設備更新工事〔アスベスト除去等追加工事費用〕2,299千円計上。

全員賛成で原案のとおり可決した案件

- 東栄町介護予防等拠点施設設置及び管理に関する条例の一部改正
- 東栄町食生活支援センター設置及び管理に関する条例の一部改正
- 東栄町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正
- 東栄町滞在型健康づくり宿泊施設とうえい健康の館設置及び管理に関する条例の一部改正
- 東栄町交流促進センター設置及び管理に関する条例の一部改正
- 東栄町バンガロー設置及び管理に関する条例の一部改正
- 東栄町森林体験交流センター設置及び管理に関する条例の一部改正
- 東栄町保育所設置条例の一部改正
- 7年度東栄町一般会計補正予算（第8号）
- 7年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 7年度東栄町一般会計補正予算（第9号）
- 7年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（報告第5号）

賛否が分かれた案件

○=賛成 ×=反対

（議席順）

議案名 ※議長は採決に加わらない	岡田 浩二	佐々木 一也	浅尾 もと子	櫻井 孝憲	伊藤 真千子	西谷 賢治	村本 敏美
東栄町簡易水道事業給水条例の一部改正	○	×	×	○	○	×	○
東栄町下水道条例の一部改正	○	×	×	○	○	×	○
東栄町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正	○	×	×	○	○	×	○
東栄町使用料及び手数料条例の一部改正	○	○	×	○	○	○	○
東栄町国民健康保険条例の一部改正	○	×	×	○	○	○	○
7年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	○	○	×	○	○	○	○
介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情	×	×	○	×	×	○	×
医療現場の危機打開に向けた財政支援を求める意見書の提出に関する陳情	×	×	○	×	×	×	×
介護・障害福祉分野における処遇改善と公的支援の強化を求める意見書の提出に関する陳情	×	×	○	×	×	×	×
保育士・児童保育支援員の処遇改善に関する陳情	×	×	○	×	×	×	×
臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情	×	×	○	×	×	○	×

定例会
審議結果

常任委員会

一般会計補正予算8号

問 補装具購入補助として障害者自立支援給付費を増額する理由は。

答 新規で電動車いすの購入が2件あったことによる増額。

問 中学校の光熱水費の増額は漏水によるとの説明だが、漏水の原因や対策は。

答 漏水の原因は老朽化と考える。漏水箇所特定のため専門業者に調査してもらった。結果を受け修繕へとつなげる予定。

問 町道下古戸浅井線の休工の理由は。また、休工の費用はどうか。

答 現場の再崩壊による調査を実施し早期再開ができるように調整していたが、調査結果の解析などに時間を要した。

休工中の費用は事業者に聞き取りを行いながら、積

算基準に合わせて試算中。

一般会計補正予算9号

問 簡易水道の1月～3月の基本料金を無償化する財源として地方創生臨時交付金を活用するが、国から交付される総額は。

答 また、交付金の用途の制限はあるのか。いつまでに活用する必要があるのか。

答 交付限度額は7680万円あまり。用途は国の例示している

食料品物価高騰支援や医療・介護・保育施設・学校施設・公衆浴場に対する物価高騰対策支援などのほか、効果的な単独事業も対象。職員人件費や用地取得費は対象外。

問 国は交付限度額の繰越を行う準備を進めるとしているが、翌年度も活用可能と理解している。

国民健康保険特別会計補正予算3号

問 保険給付費4018万3千円の減額。医

療費は前年度より減少する見込みか。

答 そのとおり。

問 保険給付費等交付金の7273万7千円の減額。前年度過大交付分

2692万7千円を減額調整するが、町財政や被保険者への不利益はないか。

答 減額調整分は本年度の予算の範囲内で賄えるので不利益はない。

特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算2号

問 アスベストはどの部位から発生したのか、いつ頃設置したのか、今後発生するおそれがあるのか。

答 部位をつなぐパッキンから見つかった。

今回のものは平成12年設置だが、平成20年ごろまでアスベストが使われていたため、他の箇所も見つかる可能性がある。

問 人口減少により使用料収入が減少する中で、この特別会計が単独で持続可能となる見込みがあるか。

答 将来にわたって継続していくためには、定期的に収支の見直しをする必要があると考えている。

簡易水道事業特別会計補正予算3号

問 今回の対策事業として1月～3月の水道基本料金を無料とする事業を選択した理由は。

答 住民の手間がなく、最短でできる事業として簡易水道の基本料金1月～3月を無料にすることとした。

簡易水道事業給水条例の一部改正

問 水道料金の値上げに当たり、口径の大きな契約の基本料金をほかの市町村並みに引き上げることを考えなかったのか。

答 今回は10立方メートルまでを基本料金に含む定額従量制を廃止し、使った分だけ負担をする従量制とすることで公平に負担をしていただくこと念頭に考えた。大口徑使用者については今

回は10立方メートルまでを基本料金に含む定額従量制を廃止し、使った分だけ負担をする従量制とすることで公平に負担をしていただくこと念頭に考えた。大口徑使用者については今



回は10立方メートルまでを基本料金に含む定額従量制を廃止し、使った分だけ負担をする従量制とすることで公平に負担をしていただくこと念頭に考えた。大口徑使用者については今

問 口径の大小によって設備投資や水道メーター価格にどの程度の変動が生じているのか。

答 設計価格で13ミリが2950円、75ミリが約10万円。水道の敷設は申請者負担なので不明。

問 この料金改定によりどの程度収支改善が見込めるのか。黒字化の目途は。

答 約2千万円の増収を見込んでいます。前回の資料でも示したと

おり、料金回収率を50%と
しているもので、すぐに赤字
になるというものではない。
※料金回収率：上下水道を
供給・処理するのにかかる
費用を料金収入でどれだけ
賄えているかを示す値

問 料金回収率50%を目
標にするとのことだ
が、施設の老朽化、今後の
見通しをみると不安を感じ
る。どのように認識してい
るか。

答 料金回収率100%
が望ましいが、そう
すると料金を何倍にもする
必要がある。まずは50%と
して、今後の動向を注視し
検討する必要があると考え
る。

問 下水道条例の一部改正
小口利用者が大きな
増額、大口利用者が
小さな増額となる改正案と
なった理由は。

答 水道と同じく、使用
した分に負担をお願
いする従量制とし、公平に
負担をしてもらうことを念

頭に置いた結果である。
問 洗車などにも使用す
るので水道水のすべ
てが下水に流れるとは限ら
ないが、1mから使用料が
必要となる。排水する数m
までは基本料金のみとしな
いのはなぜか。

答 洗車などに使う人も
いると思うがすべて
の人がそうするわけではな
いので、基本として水道使
用量を下水道使用量とさせ
ていただいている。

問 農業集落排水処理施設
の設置及び管理に
関する条例の一部改正
条例改正により収益
額の増加想定額は。
答 年間約140万円の
増加を見込んでいる。

問 食生活支援センター
設置及び管理に関する
条例の一部改正
改正により配食サー
ビスの価格に影響は
あるか。
答 影響はない。

問 どうえい健康の館設置
及び管理に関する
条例の一部改正
キャンセル料新設に
よる収入見込み額は。
答 集計しておらず推測
になるが、受付の感
覚ではひと月約7組がキャ
ンセルになる。シングル1
〜2日前50%のキャンセル
料で、2万1千円。年額25
万2千円の見込み。

問 「滞在型健康づくり」の目
的にふさわしい宿泊者の獲
得への強化は。
答 詳細な集計ができてい
ないが全体の約7割。
町内に宿泊施設が多くない
ので、工事関係者への需要
に答えながら温泉にすぐに
入れるリーズナブルな宿泊
施設を観光客向けにPRし
ていく。

問 千代姫荘を宿泊利用
する工事関係者はど
の程度か。
答 数字としては持って
いないが全体の7割
程度と施設管理者から聞い
ている。

問 ホームページなどの
料金やサービス内容
を分かりやすいように求め
たいがどうか。
答 改正後はそのように
掲載したいと考えて
いる。なお、食事などの料
金についても併せて掲載し
ていきたい。

問 使用料及び
手数料条例の一部改正
総合社会教育文化施
設は6年度2856
万円の赤字であった。これ
らの施設を維持するうえで
負担額の許容範囲をどの程
度と考えているか。
答 特に定めていない。
今回の料金改定とと
もに営業活動を積極的に行
い、町の負担が少なくなる
ように努力する方針である。

問 国民健康保険条例の
一部改正
仮算定を廃止するこ
とで保険料支払いが
8回になる。仮算定は12回
に分割して支払うことで1
回の支払額が少なくなり費
用の平準化というメリット
があると理解してよいか。
答 保険料通知が年2回
で分かりにくいとの
声があり、これを解消する
ため仮算定を廃止する。支
払いは12回から8回となる
ため、このことは広報誌や
個別通知で周知する。

問 保育所設置条例の
一部改正
嘱託医を必置とする
が、今までは置いて
いなかったのか。
答 毎年東栄診療所と契
約し嘱託医は確保さ
れていた。条例上で明確に
するための改正。

問 嘱託医を必置とする
が、今までは置いて
いなかったのか。
答 毎年東栄診療所と契
約し嘱託医は確保さ
れていた。条例上で明確に
するための改正。

本会議討論

東栄町簡易水道事業 給水条例の一部改正

反対 佐々木一也 議員

過疎化や施設の老朽化により料金改定は必要だと考えるが、今回の案には公平性の面で課題が残る。

料金区分が少なく、料金の上がり方も適切とは言えない。さらに配管の太さによる料金設定も十分に見直されておらず、住民が理解し納得できる料金体系とは言いがたい。以上の理由から本案には反対する。

賛成 岡田 浩二 議員

本町の水道事業は、物価や電気料金の高騰により現行料金では維持が困難とな

用者の冷遇、大口利用者の優遇。

② 減免措置も激変緩和措置もなく、血も涙もない弱いものいじめ。

③ 情報隠しのまちづくり基本条例違反。
以上から反対する。

賛成 村本 敏美 議員

値上げについて賛否両論があることは承知している。その中でも安心・安全な水道水を届けるための施設や水道管の修理や修繕は必要であり、使用者にも相応の負担をお願いしなければならぬ。簡易水道委員会などでも理解されており、使用者の皆さんにも納得いただけると思ひ賛成する。

東栄町下水道条例の一部改正

反対 佐々木一也 議員

人口減少や施設の老朽化で料金改定が必要という点は理解するが、今回の案には公平さや住民の納得という面で気になる点が残る。料金設定区分が少なく、また、洗車や水やりなど下水に流れない水にも料金がかかる仕組みは受け入れがたく、住民が納得できる形への丁寧な見直しが必要と考え反対する。

賛成 岡田 浩二 議員

下水道事業は、町民の衛生的な暮らしと自然環境を守る重要な基盤である。老朽化対策や物価高騰により経営環境は厳しく、使用料を据え置けば将来世代に大

きな負担を残すおそれがある。今回の改正は、下水道を将来にわたり安全に維持するための必要かつ合理的な判断であり、賛成する。

反対 浅尾もと子 議員

8年4月に下水道使用料を平均31%値上げする。10㎡使用では月額1760円から3190円へ81%増となる。一方、大口利用者にはわずか1割増に留める。役場など町の11施設の使用量は有収水量の16%を占め、とりわけ多いのが(株)とうえいの7%だ。町民の犠牲の上に、温泉と町財政を救済するもので、反対する。



東栄町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

反対 佐々木一也 議員

反対主旨は下水道条例と同様だが、区長会で説明するため料金改定の必要性を示す資料が議会最終日に示された。本来このような資料は検討初期から住民に提示すべきものだと考える。

まちづくり基本条例は企画立案の段階から住民参加を保障しており、その理念が十分に踏まえられていない改正であることを付け加え反対する。

賛成 岡田 浩二 議員

農業集落排水施設は、農村の生活環境と農業用水を守る重要な基盤である。物価やエネルギー価格の上

昇、将来の設備更新を踏まえれば、現行使用料のままでは安定運営は困難である。今回の改正は、負担の先送りを避け、地域と次世代を守るための必要かつ妥当な判断であり、賛成する。

東栄町使用料及び手数料条例の一部改正

反対 浅尾もと子 議員

町の総合文化教育施設の使用料を値上げする議案だ。

半日使用料は、テニスコートで1900円、東栄ドームのテニスコート、グラウンド場、野球場で1200円となる。町内団体だけでなく、個人の使用にも軽減措置を設けるべきだ。財政逼迫のもとでも、町の子どもたちが運動を楽しめる環境づくりを求めて反対する。

賛成 伊藤真千子 議員

物価高騰で施設維持費が増加する中、町民サービスを持続的に提供し公平性を確保するため、利用者にも少し負担をお願いするものである。改正によって安心してサービスを利用し続けられると考え賛成する。

東栄町国民健康保険条例の一部改正

反対 浅尾もと子 議員

国民健康保険料の「仮算定」を廃止し、年12回から8回払いに変更する。仮算定には保険料負担を平準化するメリットがあり、町が検討する保険料の大幅値上げと同時に廃止すれば、1度に支払う保険料が大幅に増える。来年8月、保険料

が思わぬ高額となり滞納に陥る町民が生まれかねない。町民の暮らしを顧みない変更には反対する。

賛成 岡田 浩二 議員

本条例改正は、国および愛知県の国民健康保険制度改正に対応し、町の条例を整合させるための必要な措置である。保険料総額に変更はなく、普通徴収の納期が12期から8期に整理されても町民の負担が増えるものではない。土日・祝日や年末年始の納期限配慮も条例に明記され、公平に適用される。本改正は法令遵守と制度の安定運営を図る合理的な内容であり、賛成する。

反対 佐々木一也 議員

仮算定廃止により国保料

は8回払いとなり、1回あたりの負担が大きく増える見込み。

保険料が上がっていく可能性がある中で支払回数を減らせば、住民の負担と不安はさらに強まる。

制度変更には十分な周知と住民参加が欠かせない。まちづくり基本条例の精神からも、現行案を拙速に進めることには賛成でさず反対する。



国民健康保険特別会計 補正予算3号

反対 浅尾もと子 議員

町は、8年度の国保料を1人当たり1万5546円（16・8%）値上げする方針だ。また、町は、新たな滞納者が増えており、差し押さえを含む対応を強化するという。

値上げの検討に町民や議会の関与はなく、協議会の議事録も公開されない。「町民と意見交換を行い町の方針を作成する」まちづくり基本条例に反し、反対する。

賛成 岡田 浩二 議員

本補正予算は、保険給付費見込みの減少や過年度交付金の町負担減により、歳入を7万2737円減額するものである。歳出も実績

に基づき療養給付費等を調整しており、制度運営上の問題はない。適正な見込みと実績修正により、国民健康保険事業の健全で安定した運営を図る妥当な補正であり、賛成する。

陳情討論

介護・福祉・医療など
社会保障の施策拡充に
ついでに陳情書

不採択 櫻井 孝憲 議員

非常に多くの陳情項目があり、そのためには多額の財源確保が必要でもある。陳情項目を絞って提出した方がいい。

また、子どもの権利を保障する保育の質の向上に関して、公立施設の統廃合や民間移管をしないでくださいということに關しても、

全ての民間が格差のある施設ではないと考えており、一辺倒だと伝わる。

総合的に判断し、採択に反対する。

採択 浅尾もと子 議員

陳情内容は、介護保障や国民健康保険制度の改善、生活困窮者支援の拡充など多岐にわたる。

特別養護老人ホームの財政支援、介護人材確保のための自治体独自の施策、高すぎる国保料の減免制度は急務だ。とくに愛知県への国保支援を求める意見書の必要性を感じるため、賛成する。

医療現場の危機打開
に向けた財政支援を
求める意見書の
提出に関する陳情

不採択 村本 敏美 議員

本陳情は医療現場が直面している人材不足や経営の厳しさといった深刻な実情を背景とするものであり、その問題意識については一定の理解を示す。しかし、診療報酬の改定などについては国の制度や財政運営に深く関わる専門的なものであり、今後の国の動向などを注視し慎重に判断することが適切と考え、採択に反対する。

採択 浅尾もと子 議員

いま、7割超の病院が赤字であり、看護師の深刻な不足などから地域医療が継続できない問題を告発し、診療報酬の引き上げや医療従事者の賃上げなどを国に求める意見書の提出を求める。地域医療の維持に、国の支援が必要だ。全国から

声を上げることが重要であり賛成する。

介護・障害福祉分野
における処遇改善と
公的支援の強化を
求める意見書の
提出に関する陳情

不採択 岡田 浩二 議員

本陳情が指摘する介護・障害福祉分野の厳しい現状や人材確保の重要性は理解する。しかし、公定価格引上げや恒常的財源投入は制度全体と財政に大きく関わる重い課題であり、本町議会が現時点で賛否を明確に示すのは慎重であるべきである。よって採択に反対する。



採択 浅尾もと子 議員

介護・障害福祉の職員の処遇改善を求める陳情だ。北設楽郡の訪問介護事業所は各町村1つ。新城市では、訪問入浴事業所の撤退があり、遠方の利用者への訪問介護の事業者負担が増えていると聞く。さまざまな地域で声をあげることが町の介護体制を維持する方法だと考え、賛成する。

保育士・学童保育支援員の処遇改善に関する陳情

不採択 佐々木一也 議員

賃金の問題だけでなく、親の保育への期待の増加や、それに伴う業務の増加も要因である。したがって、D

Xの導入による業務効率化や、保護者に対する保育への理解を促す取り組みが重要である。さらに国は処遇改善を進めている段階なので、その動向を注視することが良いと判断し、採択に反対する。

採択 浅尾もと子 議員

保育士・学童保育支援員の賃金を国費投入など国の責任で他の産業平均水準まで引き上げるよう求める陳情だ。地方自治体の財政が厳しくなる中、国の責任はますます大きくなっていると感じ、採択に賛成する。



臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情

不採択 伊藤真千子 議員

既に臓器移植の透明性を確保する制度は整っており、追加規制は過剰で医療を制約する恐れがある。必要なのは制度の適切運用と周知強化であり、現行制度で対応可能と考え、採択に反対する。

採択 浅尾もと子 議員

適切な臓器移植が行われる必要性の啓発などを求める意見書の提出を求めている。臓器提供元のはっきりしない幹旋業者の存在や稚拙な医療機関の手術での死

亡例を紹介し、警鐘を鳴らすもので、賛成する。



議会広報

議会を傍聴してみませんか

町議会の本会議、常任委員会、特別委員会は公開されており、どなたでも傍聴できます。

傍聴定員は20名です。

傍聴にあたり、定例会の日程などについては、とうえいチャンネルや町ホームページ内の東栄町議会ページに掲載しますので、ぜひ傍聴にお越しください。

傍聴を希望される方は、

会議開始10分ほど前までに傍聴受付にお越しになり、住所、氏名を記入し、入場してください。

なお、傍聴希望者が定員を超える場合は抽選となりますので、ご了承ください。

また、本会議一般質問の様子については、町ホームページ内の東栄町議会ページで録画の配信を行いますので、そちらにつきましてもご覧ください。



議会傍聴席



議会傍聴受付

熊の出没対策



岡田 浩二
議員



問 熊の出没が増える中、住民の安全確保のため、本町における熊対策の現状と対応方針を伺う。

熊の出没が増える中、住民の安全確保のため、本町における熊対策の現状と対応方針を伺う。

①クマの出没状況

②クマ遭遇リスク等の
中長期の対策方針

答 副町長

①クマの出没状況

本町における熊の出没については、近年、県内全体で目撃情報が毎年一定数確認されており、本町でも道路走行中や山林付近での目撃、痕跡の確認が報告されている。幸い人的被害には至っていないものの、生活圏に近い場所での出没は町民の

不安を高めており、決して軽視できる状況ではない。背景には、個体数の回復や中山間地域における人口減少・環境変化などがあると認識している。

不安を高めており、決して軽視できる状況ではない。背景には、個体数の回復や中山間地域における人口減少・環境変化などがあると認識している。

②クマ遭遇リスク等の
中長期の対策方針

今後は、熊との「住み分け」を一層徹底するため、誘因物管理の仕組みづくりや電気柵の活用拡大、草刈り支援の高度化などを継続的に進めていく。また、モデル地区での取組を他地域へ展開するなど、地域ぐるみの対策を強化し、県や関係機関とも連携しながら、持続的で実効性のある熊対策を推進していく考えである。

財政構造改革

1 自主財源の確保 について

問 ふるさと納税による自主財源確保について、取組方針と計画、及び令和8年度の歳入目標額を伺う。

ふるさと納税による自主財源確保について、取組方針と計画、及び令和8年度の歳入目標額を伺う。

答 総務課長

本町では、自主財源の確保を図るため、ふるさと納税の取組強化を進めていく方針である。具体的には、寄付実績の高い返礼品を中心に内容を精査するとともに、申込みが少ない返礼品については整理・改善を行う。あわせて、温泉や体験、宿泊等を組み合わせた体験



型返礼品の検討や、新たな特産品づくり、返礼品の情報発信方法の工夫にも取り組む。これらの取組を通じ、令和6年度比2倍となる1000万円を目標に、段階的な財源確保を目指すものである。

問 今後の財政運営において、町として優先的に守る分野と、見直しの対象となる分野を具体的に示すべきである。

今後の財政運営において、町として優先的に守る分野と、見直しの対象となる分野を具体的に示すべきである。

答 副町長

人口減少と歳入の伸び悩みが続く中、町の将来を見据えた「選択と集中」は不可避であるとの認識が示された。今後は第7次総合計画の策定過程で具体化を図る方針である。優先して守る分野として、住民の生命・生活を支える基礎的公共サービス、子育て支援・教育など将来世代への投資、地域医療・福祉等の

生活に不可欠な分野が挙げられた。一方、町単独で実施する事業のうち、費用対効果が十分に確認できないものは見直しの対象となり得る。

問 町として適正と考
える公債費比率の
水準と、今後の投資判断
における位置付けを示す
べきである。

町として適正と考える公債費比率の水準と、今後の投資判断における位置付けを示すべきである。

答 副町長

本町の公債費比率は11・1%であり、慎重な財政運営が求められる水準である。今後は概ね10%前後を目安とし、交付税措置率の高い町債に限定して活用しつつ、町民にとって真に必要な事業への投資を適正に判断していく方針である。





伊藤真千子 議員



地域資源を活かした財政力の強化と持続可能なまちづくりの実現に向け

問 地域資源を生かした観光施策の方向性及び、学び・体験・交流の要素を強化することで滞在時間や消費額の向上をどのように図っていくのか。また、観光客数や宿泊者数、消費額などを用いた観光収益の「見える化」の仕組み導入の検討状況と、町内の若者や事業者が観光事業に参画しやすくなる支援制度についての方針を併せて伺う。

答 副町長

東栄町はセリサイト体験や特産品づくり、ホテルイベント、自転車巡りなど多彩な地域資源を活かした観光コンテンツが数多くあり、商工会や観光まちづくり協会の取

組んでいく。学び・体験・交流を通じて滞在とりピーター増加を目指し、観光客数や消費額を指標に、目標値を設定する。星空おんがく祭やホテルのさんぽ道などを後押しし、若者や事業者が参画しやすい仕組みづくりを検討している。

問

ふるさと納税のさらなる活用に向け、町外の企業やクリエイターと連携した新たな返礼品の開発や地域ブランドの強化について、どのような可能性や展望を持っているのか伺う。

答 総務課長

町はふるさと納税において、主力返礼品の磨き上げや申込の少ない品の

整理、体験型パッケージ導入を検討している。サイトの見せ方改善や写真・説明文の工夫で寄付増加を図り、町内事業者との連携強化や新規返礼品の掘り起こしも進める。寄付状況は「さとふる」で分析し、ターゲットに応じた戦略に活用する。外部企業や地域商社との協働も今後検討していく方針である。

問

空き家の利活用と移住定住促進に向け、町は、リノベーション支援や移住者向け住宅支援制度の拡充、テレワーク環境整備との連携をどのように進めていくのか。また、空き家活用による移住定住の成果の把握、企業支援や地域コミュニティ拠点としての利活用の方向性、さら

答 総務課長

町は、空き家活用支援補助金により直近3年で21件・約720万円を交付し、移住者の住宅支援

を継続している。空き家バンクや不動産事業者を通じて活用事例もあり、移住者は地域活動や起業にも参画し経済活性化につながっている。全国的には住居以外に民泊・シェアハウス・交流拠点など多様な活用が進んでおり、町も動向を注視している。起業支援は既存補助制度で対応をし、空き家活用補助金は、定住目的に限定する。交流スペースなどへの支援は需要を見極めながら検討していく。

問

森林資源の活用と林業再生に向け、東栄ブランドとしての木材・木工クラフトの発信強化や販路開拓支援をどのように進めていくのか。また、森林組合と連携したフォレストワーカ育成における研修制度・インターンシップ導入の方向性、とうえい温泉への木質チップポイラー導入など、環境面・経済面の効果を踏まえた町の見解を伺う。

答 副町長

町では、森林資源の活用と林業再生が課題である。奥三河産の杉・檜・松は「三河材」として高品質と評価され、町産の杉が県知事賞を受賞する実績もあるが、価格低迷や市場の活気不足から価値向上が求められる。人材育成では、水源基金や「緑の雇用」制度を活用し、フォレストワーカ育成やキャリアアップを推進している。森林体験会や見学会など採用活動にも取り組み、森林組合には13名が所属し、その内3名が資格を保有している。インターンシップは指導体制整備後に実施予定である。とうえい温泉では機械室改修の検討とともに木質チップポイラー導入も議論されているが、初期費用の高さや負荷変動への弱さ、灰の発生、設置スペースや燃料供給体制の課題など、導入判断は慎重を要する。今後のエネルギー選択は、温泉運営全体を踏まえて総合的に検討していく。





佐々木一也
議員

公共施設等総合管理計画 (個別施設計画)と 集会施設の扱いについて

問 周辺自治体より集会施設が多い現状や、利用がほとんどない集会施設をどう捉え、今後どう対応していくのか。

答 総務課長

本町の集会施設は地区要望に応じて整備した経緯があり、他市町村と比較してかなり多いことは認識している。それぞれの施設で使い方も様々なので整備した経緯も踏まえて地区と相談し検討する。

問 町は将来的な方向性をどう描いているか、どうなることが町としての希望・要望なのか。

答 総務課長

現在の施設数や人口減少などを考えれば、統廃合などを進めていくことが大事だが、地区の意向もあるので共に考えていきたい。

問

個別施設計画は8年度までの6年間の計画で、今年度で5年目を迎える。区との協議が進んでいない理由は。

答 総務課長

集会施設には、総務課所管の集会所、福祉課所管の老人憩いの家、経済課所管の生活改善センターがあり、それぞれで協議しても進まないのが理由のひとつに挙げられる。

問 インターネットを活用して公有財産の売却を行っている自治体もあるが、移譲がかなわない場合などに、公有財産の売却という方法を採り入れる考えはあるか。

答 総務課長

区と相談の上、売却という結論が出たら、インターネット等を活用する売却も有効な手段であると考え。

問 個別施設計画の次の計画に向け、どのようなスケジュールとなっているのか。

答 総務課長

計画期間が8年度までとなっているため、8年度に改定作業をする予定。また、公共施設等総合管理計画も8年度に見直しを行う予定。

大規模な地震に備えるための支援など

問 以前の一般質問で、国や県の耐震補助制度の動向を見ながら耐震改修補助以外の制度も

検討したいと答弁があったが、補助制度の拡充はあるか。

答 生活環境課長

8年度から木造住宅について耐震シェルターと除却の補助制度の拡充をする予定。

耐震シェルターは耐震診断結果の判定値1未満の住宅に設置する場合10万円を上限に補助する予定。除却は同じく判定値1未満の住宅を除却する場合52万円を上限に補助する予定。

問 以前の一般質問で、家具転倒防止器具などの取り付け支援や現物支給など様々な方法があり、先行自治体の事例を参考に財源を含め検討したいとの答弁があったが、家具転倒防止器具などの支援策を講じる予定はあるか。

答 総務課長

今のところ支援策を講じる予定はない。

問 具転倒などのけが人発生率は約30%から50%と高いこと、住民の震災対策は災害時の町の必要業務の負担軽減につながることで、家具転倒防止対策事業は東三河の自治体の多くが取り入れ、また、県補助金を活用することができることから、今一度、支援事業を検討していただけないか。

答 総務課長

紹介いただいた他市の事例等、支援の仕方も様々なので町に適した方法を探っていきたいと思うが、まずは住民が主体的に家具の転倒防止器具等を準備するなど防災に対する意識付けが大切だと思ふ。





西谷 賢治 議員



預り淵ログハウス 周辺の今後の活用

問 令和6年度に預り淵 ログハウス周辺を活用するための調査検証が実施されている。改めて、その内容と結果を伺う。(調査委員の顔ぶれ、内容や視察先など)

答 副町長

一般社団法人互産互生オープンベースの代表理事を座長に迎え、一般社団法人東栄町観光まちづくり協会と東栄町商工会、NPO法人てほへの方々に委員になっていただき、3回の検討会を開いた。視察は日程調整ができず、事例による検討会を行った。研究報告のまとめとして、民間に利用運営を委ね、所有権は東栄町が持ちつつ運営権を10年程度以上で設定するという

式を最適なものとして選定した。



吊橋より望む預り渓谷

問

預り淵周辺の林地について、あいち

森と緑づくり事業の補助金を活用して間伐と作業路の新設を計画している旨の報告があったが、林地を補助金により整備をするといったこの行為が、後の林地の開発の妨げとなってしまう可能性もあると思われる。補助金の活用については一時見送りをしていただきたいと考えるが可能か。

答 副町長

間伐した木々の間から今

まで見えなかった預り淵が望めることになり、景勝地としての価値が上がることも思っている。皆伐して開発することは想定しておらず、現在の状態で受け入れをしていきたい。

財政状況改善のための 予算の節約について (経費削減への取組)

問 町の計画や体制づくりなどの計画を

答 総務課長

外部委託し、その依託料の支出が大変多く高額である。寄近橋の調査設計・障害者計画策定業務・子ども子育て支援業務の策定などの予算について、東栄町にいる経験豊かな職員や知識の豊富な町民の力を活用しコンサルタントに依存しない安価なまちづくりが必要と考えるが町の認識を伺う。

庁舎建設の今後に向けて

問 庁舎建設に向けた積み立てがされているが、現在の積立額と近年の積み立て状況について伺う。

答 総務課長

現在、庁舎建設等基金の残高は3億108万円となっており、近年は基金の利子の積み立てのみとなっている。

問 過去に、庁舎建設等検討委員会が、町内の有識者など30名ほど集め実施をされている。この委員会から町に提出された答申の内容は。

答 町長

財政的な問題を考えた場合、既存施設の活用を前提とし、新築は考えないということになり、日本郷校舎管理棟を改修する方向との答申がされている。

答 町長

当時、校舎と体育館を残すという状況だったが、最終的にはその校舎は使えないという判断をし、解体となった。

問 令和3年3月の公共施設管理計画では、本庁舎は方針として、「今後長期にわたって維持をしていく必要があるため、大規模改修や建設も検討しつつ、長寿命化を図る」となっている。この計画は無視して、新たな新庁舎の建設の方へ進んでいくのか。

答 町長

現庁舎の状況は耐震性の欠如、防災機能拠点の不平等の問題があり、新庁舎建設は必要。第7次総合計画には、その状況で進めさせていたいただきたい。



町役場

問 日本郷校舎を庁舎に活用するという町民の意見があった中で



櫻井 孝憲
議員



次期予算案を考える上で、 中長期の財政計画の必要性について

問

将来のまちづくりを見据えた長期的な羅針盤が必要で、この見通しがあるかないかは、非常に重要だと考える。

これまで議会でも町の財政について学習と分析を進めてきた。自治体の財政は、市町村長の4年ごとの政策や事業の積み重ねだけでなく、これまでの長期的な政や財政運営を経て、現在の財政状況が形成されていると考える。そして自治体にとって「政策」と「財政」の2つは、自治体経営の両輪とも言える。過疎地の東栄町においては、歳入を確保して事業・政策を拡大できれば良いが、歳入増はなかなか難しい状況である。また歳出削減の点でも、過疎地で住民の暮らしや福祉を継続

問

防災拠点の整備費用は役場庁舎の建て替え費用に対応するかどうか。

答

総務課長

緊急防災減債事業債は、災害対策の拠点となる部分は起債対象となる。

問

地方債発行額及び元利償還額、公債費、実質公債の負担比率の今後の見通しについて伺う。

答

総務課長

4年度以降、大型事業に係る起債の償還が始まったことで、7年度が償還額のピークとなる。8年度以降については、平成25年度に借入をした、東栄小学校建設事業や放課後児童クラブ、林道工事事業などの償還が終了することなどから、年度の償還額は減少していく見込み。実質公債費比率は6年度の数字が前年度から1.4ポイント上昇し11.5%となっている。今後の見通しは、数

値が上昇する可能性もあるが、早期健全化団体に指定される目安の25%まで到達することはないと考えている。

問

右記以外に起債する事業について、歳出額の増加が予想される科目の見通しについて伺う。

答

総務課長

増加が予想される科目については、人件費、公共施設の維持管理費や必要に応じた更新費と除却費が挙げられる。

問

次期予算案で歳入が減額の場合、重点的に予算を配分する箇所や削る箇所は今時点で決めているのか、または均等に各部署で減額にする方向なのか、伺う。

答

総務課長

8年度当初予算編成方針においては、一般財源ベースで7年度当初予算比各課10%削減を目標とした。特定の分野にお

いて、重点的に予算を配分し、削減するといった方針は決めていないが、町単独で実施している事業については、全般的に見直しの対象と考えている。

問

住民の意見が着実に政治に反映されるよう、議員が車の両輪のごとく、それぞれ異なる役割を果たし、町長と共に東栄町の財政の長期的な安定を目指して議論したい。

さらに、町長、議会は予算編成や主要な政策の立案段階で、早期に議会側の意見を聴取し、政策に反映させる機会を設け、定期的な意見交換会をしたい。

答

総務課長

可能である。





浅尾もと子 議員



問 財政悪化の責任を問う

問 町は「基金を取り崩さなければ予算編成できない」と答弁し、次年度に向け事業見直しや使用料改定を検討する。村上町政10年間で26億円ものハコモノ事業の一方、病院や透析を相次いで廃止、水道の老朽化や穴だらけの町道などインフラ整備は停滞した。

- 答** 町長は、財政悪化を招いた自身の責任をどう認識しているか。
- ② 中期財政計画を策定せず次年度予算を編成するのか。

答 町長 ① 来年度から直ちに財政破綻になるようなことはない。ただ財政に余裕がない状況で、一般財源は来年度の予算編成で単独事業の見直し

を含め10%削減をお願いしている。総合計画に基づき、子育て施策の充実や保健医療の確保など着実に進めてきた。特に病院の診療所化で、毎年赤字の解消、連携型地域包括ケアシステムの確立、一次医療の確保ができた。

- ② 来年度に第7次総合計画とあわせ財政計画も策定する。令和8年度予算はその狭間となり、方針を各課に通知し、予算要求を査定中である。

問 町長の公約・透析の民間クリニック誘致

問 実現の見込みを伺う。

答 福祉課長

現段階でお答えすることはできない。

問 上下水道の値上げ撤回を

問 小口利用者は最大で水道94%、下水道81%もの急激な値上げとなる。

- ① 値上げ後の次のケースの料金、その額は東三河8市町村で何番目に高くなるか伺う。
- (ア) 口径13mm、月10m³使用
(イ) 口径75mm、月1000m³使用

答 生活環境課長

- ② 他自治体のように、激変緩和措置や生活扶助世帯などへの減免措置を行う考えはあるか。
- ① (ア) 水道2552円、下水3190円で、ともに一番高くなる。
(イ) 水道は19万9千円、一番安く、下水は20万9千円、4番目に高くなる。

激変緩和措置
急激な負担増とならぬよう、料金を段階的に引き上げる措置。瀬戸市、浜松市などで実施。

減免措置
自治体独自の基準で生活困窮世帯などの料金を減額する措置。名古屋市、高浜市などで実施。

問 とつえい温泉の立て直し

問 (株)とつえい中期経営計画では、8年度に設備の根本的改修を行い、今年度中に納付金の納付再開、10年度までに5300万円の経営改善を見込む。そこで伺う。

- ① 納付金の納付再開、債務超過解消の見込み。
- ② 計画が掲げる7年10月の経費削減計画の概要と削減見込額。
- ③ 設備改修提案業務の結果と改修費の見込み。
- ④ 情報公開された6年度の温泉修繕料の予算整理簿のうち29件2217万円の事業者名を黒塗りにした根拠。

答 副町長

① 上半期は入浴者数、収益ともに増加し、このまま推移すれば目標値の近くまでいけるのではないかと。債務超過の解消と納付金の納付再開につながれば良いと考える。

答 福祉課長

- ② 計画は(株)とつえいが独自に策定した。温泉に足を運び、私をはじめとした役員にお聞きしたい。
- ③ 内容を整理し、できるだけ早く議会に報告したい。
- ④ 町情報公開条例の第三者保護の条項による。
- ⑤ 検討中の事業は、若い世代からの生活習慣病予防も含め、福祉的要素よりヘルスケア的要素の高いものだ。多くの方が継続的に活用できる利用料設定が大切である。

- ⑤ 町が検討する「トータルコンディショニング事業」。専門トレーナー付トレーニングジムを想定し、設備投資や料金の高額化を懸念する。誰もが利用できる安価な福祉サービスこそ検討すべきではないか。

議会力・議員力を高める!

議会で「SNSとハラスメント問題」の研修会開催(10/22)

東栄町議会では10月22日、弁護士の帖佐直美さんを講師に招き、「小さな自治体のSNSとハラスメント」をテーマとした研修会を開催しました。事前に聞き取りをするなかで、「長時間の電話対応」「SNSに個人名が出される」「不正確な内容がSNSに書き込まれる」などの意見もあり、帖佐弁護士には具体的な声も踏まえて、講演をしていただきました。当日は議員とともに、役場職員幹部も参加しました。

デジタル化が進む現在、議員活動でもSNSの活用が広がっています。その一方で、著作権や肖像権、プライバシー権への配慮が不可欠となっています。帖佐弁護士は、イベントで撮影した写真を安易にSNSに投稿する行為が、著作権侵害や肖像権侵害につながる可能性を指摘。「発信の際はよく考え、承諾などが得られているか確認することが重要です」と助言がありました。

また、不確実な情報をもとにした投稿が「名誉毀損」に該当する危険性も、具体的な事例を交えながら解説がありました。ハラスメントでは、自治体が対応に苦慮して起した裁判なども紹介されました。

○頻繁な電話 ○過度な要求 ○威圧的な言動 ○無断撮影・録音 ○面談強要などが、「カスタマーハラスメント」となりうることも学びました。全国では職員や議員のハラスメント防止のため、52の自治体でハラスメントに関する条例等を制定して取り組みを進めています。

議員、役場幹部が率先して、ハラスメントへの法的知識を身につけ、住民の皆さんや職員の権利を守り、お互いの人権を尊重する「まちづくり」を進めていきます。

小さな自治体の SNS とハラスメント
~もしかしたら、それもハラスメント!?~

大阪地方裁判所 刑法
情報公開請求
利行使の限度を
学歴、容姿等に
強要、謝罪要求
的な言辭、過度
(名誉毀損)
第230条 公然と事実を
名誉を毀損した者は、その
かかわらず、3年以下の拘
万円以下の罰金に処する。

【研修会】資料より

東栄中学校・3年生の議会傍聴(12/15) ~まちの未来の主権者へ~

東栄町議会では、東栄中学校と連携して主権者教育を進めるため、3年生を対象とした議会傍聴を実施しました。12月15日には、17名の生徒が常任委員会を傍聴し、議会での審議を間近で体験しました。このプロジェクトは、「18歳選挙権」を契機に若い世代に政治をより身近に理解してもらうことを目的としています。事前の学校との相談でも「東栄町のような小さな自治体だからこそ、生徒が議会を身近に感じて、直接学ぶことができる」というお話がありました。

当日は「補正予算」「条例改正」などが議題となりました。質問する議員も、事前に生徒に分かりやすい内容を準備したり、答弁する執行部も「行政用語」を解説したりするなどしました。生徒たちは議員の質疑の様子を、議案資料を見ながら熱心にメモを取っていました。

2月には議員が中学3年生の「社会・公民」の授業に参加し、生徒の皆さんから地方自治や地域社会への質問・提案を受ける意見交換会も予定しています。

このような取り組みを通じて、未来の主権者である若者に地方自治への理解と関心を深めてもらい、まちづくりの意欲を育んでいくことが、この町の未来にとって大切だと考えています。

今後も学校での「学び」に関わり、議員の資質を向上させ、議会力・議員力を高める取り組みを続けてまいります。



中学生の議会傍聴 (提供：中学校)

【文責：いずれも議長】

